

様式第二号の十三(第八条の十七の二関係)

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書

令和4年8月1日

島根県知事

殿

提出者



住 所 島根県隠岐郡隠岐の島町城北町355

氏 名 隠岐広域連合立隠岐病院

院長 長谷川明広

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 08512-2-1356

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	隠岐広域連合立隠岐病院
事業場の所在地	島根県隠岐郡隠岐の島町城北町355
計画期間	令和4年4月1日～令和8年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

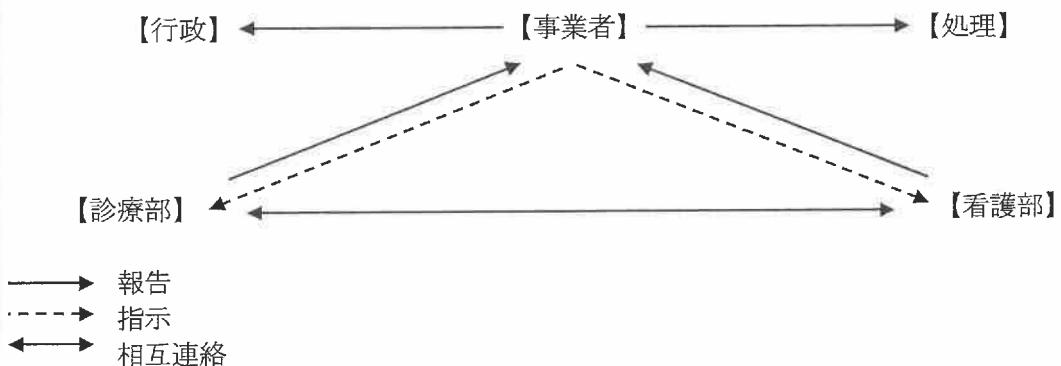
①事業の種類	83：病院
②事業の規模	115床
③従業員数	334名
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	当事業所の特別管理産業廃棄物について、収集、運搬、処理（焼却）を専門業者に業務委託

(日本産業規格 A列4番)

(第2面)

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

【前年度（令和3年度）実績】			
①現状	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	排 出 量	50.4 t <th>t</th>	t
(これまでに実施した取組)			
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	排 出 量	49.5 t <th>t</th>	t
(今後実施する予定の取組)			
1) 感染性廃棄物の中から廃プラスチックの分別の徹底 2) 感染症対策で使用した廃棄物の分別の徹底 3) 各部所分別状況の定期点検実施 4) 研修会等での排出抑制の啓蒙活動など実施			

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 感染性廃棄物の容器、保管庫の差別化
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 各部所に掲示している分別マニュアルを見直し、写真付の分別マニュアルの整理等を行い、職員が常に目に付く所へ掲示する。

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

		【前年度（令和3年度）実績】		
①現状	特別管理産業廃棄物の種類			
	自ら再生利用を行った 特別管理産業廃棄物の量		t	t
		(これまでに実施した取組)		
		実施していない		
		【目標】		
②計画	特別管理産業廃棄物の種類			
	自ら再生利用を行う 特別管理産業廃棄物の量		t	t
		(今後実施する予定の取組)		
		実施予定なし		

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

		【前年度（令和3年度）実績】		
①現状	特別管理産業廃棄物の種類			
	自ら熱回収を行った 特別管理産業廃棄物の量		t	t
②計画	自ら中間処理により減量した 特別管理産業廃棄物の量		t	t
	(これまでに実施した取組)			
		実施していない		
		【目標】		
②計画	特別管理産業廃棄物の種類			
	自ら熱回収を行う 特別管理産業廃棄物の量		t	t
②計画	自ら中間処理により減量する 特別管理産業廃棄物の量		t	t
	(今後実施する予定の取組)			
		実施予定なし		

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

【前年度（令和3年度）実績】		
特別管理産業廃棄物の種類		
自ら埋立処分を行った 特別管理産業廃棄物の量	t	t
(これまでに実施した取組)		
実施していない		
【目標】		
特別管理産業廃棄物の種類		
自ら埋立処分を行う 特別管理産業廃棄物の量	t	t
(今後実施する予定の取組)		
実施予定なし		

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

【前年度（令和3年度）実績】		
特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
全処理委託量	50.4t	t
優良認定処理業者への 処理委託量	50.4t	t
再生利用業者への 処理委託量	t	t
認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t
(これまでに実施した取組)		
委託基準を遵守できる産業廃棄物処理業者を選定しており、年1回の現地の状況等、ウェブ会議で現場確認を実施している。		

		【目標】	
		特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物
②計画		全処理委託量	49.5t t
		優良認定処理業者への 処理委託量	49.5t t
		再生利用業者への 処理委託量	t t
		認定熱回収業者への 処理委託量	t t
		認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t t
(今後実施する予定の取組)			
①の取り組みを引き続いて実施する。			
【前年度（令和3年度）実績】			
電子情報処理組織の使用 に関する事項		特別管理産業廃棄物 排 出 量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	50.4t
(今後実施する予定の取組)			
マニフェストの電子化を早急に進め5年度までに導入管理を予定			
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トン以上の者にあっては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該

欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「一」を記入すること。

9 ※欄は記入しないこと。

